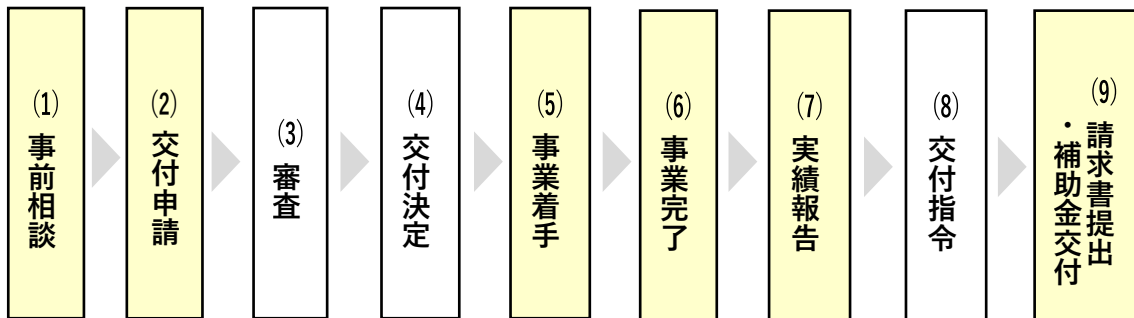


## 5 申請から交付までの流れ



### 高松市起業家創出イベント応援補助金 手続き用フォーム

各種手続きは、市ホームページ内「高松市起業家創出イベント応援補助金 手続き用フォーム」から行ってください。(本フォームから必要書類の PDF データをアップロードし、電子提出してください。)

フォーム URL: <https://logoform.jp/form/dV7M/1396573>

二次元コード:



※複数ページある場合は、書類毎に一つのファイルにまとめてアップロードしてください。  
※必要に応じて、後日原本の提出を求められることがあります。

#### (1)事前相談

- ・交付申請前に、電話又は窓口にて、高松市産業振興課に事前相談を行ってください。
- ・※イベント開催初日の1カ月前までに交付申請が必要ですので、日程に余裕をもって事前相談を行ってください。
- ・イベントの概要(プログラム、参加対象者、広報の方法等)を聞き取りの上、交付申請の手続きを御案内します。

#### (2)交付申請

交付申請書類を市に提出してください。

##### ●申請受付期間

**令和8年4月17日から令和9年1月15日まで**

**※イベント開催初日の1カ月前までに書類を提出してください。**

※先着順とし、予算額に達した場合は受付を中止します。

申請総額が予算総額を下回った場合には、追加の募集を実施する場合があります。  
その場合は、市ホームページにて公表します。

### ●申請方法

手続き用フォームから必要書類の PDF データをアップロードし、電子申請してください。

### ●必要書類

①高松市起業家創出イベント応援補助金交付申請書(様式第1号)
②事業計画書(様式第2号)
③収支予算書(様式第3号)
④誓約書(様式第4号)
⑤市区町村税に滞納の無いことを証する書類(※)市内法人の場合は添付省略可
⑥履歴事項全部証明書(発行後3月以内のもの)(※)添付省略可
⑦補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類
⑧その他市長が必要と認める書類

(※)⑤及び⑥は、①交付申請書の同意欄にチェックを記入いただくことで、添付を省略することができます。

- ・各様式の記入に当たっては、市ホームページに掲載している記入例を参照してください。
- ・講師謝金を補助対象経費に含む場合は、見積書のほか、講師氏名・依頼内容・出演日程が確認できる書類を提出してください。また、法人内に謝金支払に関する規定がある場合は、その規定の写しを提出してください。

### (3)審査

### (4)交付決定

交付の適否を決定しましたら、交付決定通知書(様式第5号)又は不交付決定通知書(様式第6号)により通知します。

(不備のない交付申請を受付後、交付決定まで、10営業日程度を要します。)

### (5)事業着手

補助事業に着手したときは、高松市起業家創出イベント事業着手届(様式第7号)を、手続き用フォームから提出してください。

### (6)事業完了

補助事業が完了したときは、高松市起業家創出イベント事業完了届(様式第8号)を、手続き用フォームから提出してください。

### (7)実績報告

実績報告書類を市に提出してください。

### ●実績報告の期日

## 事業完了日から20日以内又は令和9年2月28日のいずれか早い日まで

※事業完了日とは、イベントの開催及び補助対象経費に係る支出が全て完了した日をいいます。

### ●実績報告の方法

手続き用フォームから必要書類の PDF データをアップロードし、電子で提出してください。

### ●必要書類

①高松市起業家創出イベント応援補助金実績報告書(様式第12号)
②事業実績書(様式第13号)
③収支決算書(様式第14号)
④補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類の写し
⑤補助対象事業の開催及び参加者の募集について広く一般に周知したことを確認することのできる書類
⑥その他市長が必要と認める書類

・④については、補助金の手引(共通事項)P5 を参照してください。

・⑤については、チラシの写し等、広告宣伝の内容が確認できる資料を提出してください。

・広告宣伝費のうち、チラシ等配布物に係る経費を補助対象経費に含む場合、受払簿(様式任意)の写しを提出してください。未使用残存分がある場合は、補助対象経費から当該残存分に係る金額を控除してください。

### (8)交付指令

実績報告における提出書類を審査し、補助金の額を確定しましたら、交付指令書(様式第15号)により通知します。

### (9)請求書提出・補助金交付

交付指令書による通知を受け取り後、請求書(高松市会計規則施行規程様式第9号)を、手続き用フォームから提出してください。請求書の提出から2週間程度で補助金を振込します。

※補助金は申請者本人の名義の口座にのみ振込が可能です。

※振込の通知は致しませんので、通帳記帳等により入金を確認してください。